

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	保健予防課
委 託 業 務 名	新型コロナウイルス感染症の対応に係る労働者（医療専門職）派遣業務
委 託 業 務 場 所	大津市浜大津四丁目1番1号
概 要	新型コロナウイルス感染症の対応に係る労働者（医療専門職）派遣業務 1. 健康観察業務 対象者に対し、架電等にて健康状況を聴取し、所定の資料にその概要を記入する。 2. 疫学調査業務 対象者に対し、架電等にて行動歴等を調査し、保健所内での協議等を経て決定した濃厚接触者及び検査対象者等に対し、その旨を報告し、検査等の受検への協力を依頼する。
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 5 月 7 日まで
契 約 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日
契 約 金 額	17,812,924円
契約の相手方	〔所在地〕 京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町612番地 四条烏丸ビル 8階 〔名 称〕 (株)メディカル・コンシェルジュ 京都支社
契約相手方の選 定 理 由	上記業務の円滑な運営を図るため、これまでの大津市における業務及び相談スキルを継承し、業務水準を堅持する必要がある。ついては、業務の履行にあたり、日々の制度改正ごとに大津市の状況に合わせて構築された、独自の手法やノウハウに精通した者に履行させる必要がある。その上、新型コロナウイルス感染症の対応は、日々休止することが許されないことから、業務の継続性が必要である。 そういった中、上記事業者は、令和2年度に労働者派遣に係る契約を締結して以降、可能な限り同じ派遣職員を、一定の期間継続して配属させていることから、派遣職員の上記業務の習熟度は高まっており、本市の手法やノウハウに精通されている。そして、複雑・多岐にわたる上記業務の習得には相当の期間を要するため、他の事業者から新たに派遣職員を受入れ直して、体制の全体的な再構築を図ると、保健所体制の更なるひっ迫は免れず、業務の停滞を招きかねない。 ついては、前年度の契約締結事業者である上記事業者を、随意契約の相手方に選定する。

根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
---------	--

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。